

ITER 下部ポート統合機器及び計測装置のプロジェクト
管理支援に係る労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部 計測開発グループ

1. 件名

ITER 下部ポート統合機器及び計測装置のプロジェクト管理支援に係る労働者派遣契約

2. 目的

国際熱核融合実験炉（ITER）計画において、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は下部ポート統合機器及び計測装置を調達する。本仕様書は、同機器に調達全体の管理を支援する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

（1） 設計要求及び取合い条件定義書の管理

- (ア) 設計要求のリスト化及び整理
- (イ) 取合い条件定義書の更新状況リスト化（英語で作成）
- (ウ) 取合い条件定義書の更新内容と更新時期の管理
- (エ) 新規で定義する必要がある取合い条件定義書の作成時期の管理
- (オ) 上記に係る ITER 機構との英語での打ち合わせ

（2） 技術課題の管理

- (ア) 技術課題のリスト化（英語で作成）
- (イ) 課題解決のための方法と解決時期の管理
- (ウ) 上記に係る ITER 機構との英語での打ち合わせ

（3） 文書作成スケジュールの管理

- (ア) 設計レビューなどの各ゲートレビューに必要な文書のリスト化（英語で作成）
- (イ) 各文書を作成するにあたり必要な作業のリスト化（英語で作成）
- (ウ) 各作業に要する作業時間の積算
- (エ) 各ゲートレビューに向けた文書作成のスケジュール作成（英語で作成）
及び管理
- (オ) 上記に係る ITER 機構との英語での打ち合わせ

（4） 設計要求変更の管理

- (ア) 設計要求変更のリスト化（英語で作成）
- (イ) 要求変更が見込まれる項目のリスト化（英語で作成）
- (ウ) 変更が発生した場合の影響の管理
- (エ) Dassault 社 Project Lifecycle Management (PLM) システムの使用
- (オ) 上記に係る ITER 機構との英語での打ち合わせ

(5) システム信頼性解析

- (ア) システム信頼性解析に必要な入力情報のリスト化
- (イ) システム機能・機器構成の分析及びリスト化（英語で作成）
- (ウ) 信頼性データ（各機器の故障率や修理時間、使用割合等）の分析及びリスト化（英語で作成）
- (エ) システム稼働率のシミュレーション（HBK 社 BlockSim ソフトウェア使用）
- (オ) リスク低減措置の検討及びリスト化（英語で作成）
- (カ) システム信頼性解析レポート（機能分析レポート、FMECA 分析レポート、RBD 分析レポート、サマリレポート）の更新
- (キ) 上記に係る ITER 機構との英語での打ち合わせ

その他上記の付隨的業務（上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において派遣労働者の業務とされているもの）

4. 派遣期間、業務日及び業務時間、人員

- (1) 派遣期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (2) 業務日及び業務時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）、その他、QST が特に指定する日を除く。）
9:00～17:30（休憩時間 60 分を含む。）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

- (3) 人 員 1 名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上必要な処置を講じること。）

5. 就業場所

- （住所） 〒311-0193 茨城県那珂市向山 801-1
QST 那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 計測開発グループ
必要に応じて派遣労働者の自宅等
電話番号 029-210-2705

6. 組織単位

- 那珂フュージョン科学技術研究所　ITER プロジェクト部 計測開発グループ

7. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 I T E R プロジェクト部 計測開発グループリーダー

8. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

9. 必要な要件

- (1) 原子力発電所もしくは同規模のプラントに関連する機械設計及び設計管理を英語で行った経験を15年以上有すること。
- (2) TOEIC800点以上もしくは同等の英語力を有すること。
- (3) Project Management Professional (PMP)資格もしくは同等のマネジメント力を有すること。
- (4) 業務遂行に必要な意思疎通を日本語で可能となる4技能（読・書・聞・話）を有すること。（日本語を母語とするか、日本語能力検定N1に合格していること）。

10. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部庶務課長

11. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。」

12. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QSTが負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

13. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち(1)～(5)については「指揮命令者」と「派遣先責任者」（人事担当課）へ各1部、(6)については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後）

及び変更の都度速やかに)

- (5) 仕様書「9. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料(契約後及び変更の都度速やかに)
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記(1)の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記(3)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと(派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨(60歳以上の場合はその旨)、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。)また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記(4)における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする(届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること)。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

1 4. 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

1 5. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に受注者に通知するものとする
- (2) 本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での技術会合出席等の業務を行う場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 受注者は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、QSTの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、派遣者に欠務が生じるときは直ちにQSTに連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかをQSTと協議し、その指示に従うこととする。

- (5) 派遣元は、派遣者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上